

【別紙3】

令和5年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託
プロポーザル審査要領

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和5年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査委員の数は5名程度とする。

2 審査概要

(1) 対象事業

令和5年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託

(2) 事業目的

鳥取県人権文化センターの公式YouTubeチャンネル（成果品納入後に開設予定）での配信や、各種人権啓発事業に活用できる啓発動画を制作し、より多くの人に啓発メッセージを届ける。

3 評価・選定方法

(1) 性能点の審査方法

ア 性能点は、各審査員が、下記の評価項目の評価ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄に記載する倍数を乗じたものの合計点（100点満点）を得点とする。

イ アで得られた各審査員の得点の平均点を当該企画提案の性能点の得点とする。

【性能点の評価項目】

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
業務への理解	・提案された制作の基本的な考え方や方向性は、仕様書に示した業務目的や業務内容を正しく理解するものとなっているか。	5点×4 →20点	20点
表現力	・親しみやすく洗練されたデザインであるか。	5点×4 →20点	70点
	・各啓発動画の目標に向けて、高い訴求力が見込めるか。	5点×5 →25点	
	・内容が分かりやすく伝わる工夫がなされているか。	5点×5 →25点	
業務遂行能力に関する事項	・業務遂行のための体制が適切に確保されているか。また、業務処理責任者及び業務担当者は業務を実施するにあたり適格性があるか。	5点×1 →5点	10点
	・類似業務に関する過去の受託実績から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点×1 →5点	
合計 100 点			

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

(2) 価格点の審査方法

企画提案時の見積額を、以下の計算式に当てはめて得られた得点を価格点とする。

【価格点の評価項目】

評価項目	評価の基準	満点
見積価格	$\text{配点} \times \{1 - (\text{見積額 (税込み)} \div \text{予算額})\}$ * 予算額を上回る見積額は失格	10点
合計 10点		

(3) 順位の決定

性能点と価格点を合計し最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高得点を獲得した者が複数の場合は、審査員の合議により順位を決定する。